

医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例

広域連合の区域のうち、平成15年度から平成17年度の3年間の一人当たり平均老人医療給付費実績が広域連合区域全体の20%以上低くかい離している市町村においては、施行後最長6年の範囲内で広域連合の条例で定める期間、均一保険料率よりも低い保険料率を設定することができます。

15市町村が該当し、平成20年度、平成21年度の保険料率は下表のとおりです。激変緩和措置の観点から、6年の措置期間としました。

単位:円、%

該当市町村	平成20・21年度	
	均一保険料率～3/6以内	
	被保険者均等割額	所得割率
中川町	34,959円	7.81%
黒松内町	36,327円	8.11%
利尻富士町	36,935円	8.25%
礼文町	36,983円	8.26%
名寄市(合併後)	37,116円	8.29%
更別村	37,164円	8.30%
利尻町	37,263円	8.32%
西興部村	37,591円	8.40%
清里町	37,876円	8.46%
占冠村	38,027円	8.49%
陸別町	38,126円	8.52%
島牧村	38,165円	8.52%
初山別村	38,173円	8.53%
美深町	38,592円	8.62%
鶴居村	38,734円	8.65%